

事 務 連 絡  
平成 29 年 9 月 19 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課・学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の  
防止に関する注意喚起について（依頼）

標記について、経済産業省から別紙のとおり、注意喚起要請がありました。

については、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国立大学法人学校事務主管課におかれては、附属学校に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、万が一、学校給食施設や学校の調理実習室等において一酸化炭素中毒事故が発生した場合は、平成 29 年 6 月 2 日付け事務連絡「消費者事故等の通知について（依頼）」のとおり、生命・身体被害に係る重大な消費者事故として文部科学省において事故に関する情報を集約し、消費者庁長官に通知することが義務付けられております。消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知につき、遺漏なきよう対応をお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
学校給食係

TEL:03-(6734)-2694 E-Mail:shoku@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程総括係

TEL:03-(6734)-2073 E-Mail:kyoiku@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
産業教育振興室 産業教育係

TEL:03-(6734)-2904 E-Mail:sansin@mext.go.jp